

# 改正育児・介護休業法の ポイントと就業規則改定の留意点

昨年5月、育児・介護休業法が改正され、本年4月より順次施行されることとなっています。同改正では育児・介護に関する労働者の個別の事情に対応して、男女ともに仕事と育児・介護を両立できるようにするため、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充や介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度の強化等の措置が講じられました。

そこで今回は新潟労働局のご担当の方をお招きし、改正の内容とそれに伴う就業規則の改定例などについてご説明いただくことといたしました。

今回はオープンセミナーとし、会員外の方もご参加をお受けいたします。多数のご参加をお待ちしております。

## CONTENTS

1. 柔軟な働き方を実現するための措置等
2. 仕事と育児の両立に関する個別の意向聴取・配慮等の新設
3. 子の看護休暇、介護休暇、所定外労働時間の制限の対象拡大
4. 育児休業の取得状況の公表義務の拡大
5. 介護離職防止のための個別の周知・意向確認、雇用環境整備等
6. 両立支援等助成金の概要
7. その他

開催日時	令和7年1月30日（木） 14時00分～16時00分	
会場	経協会館3階ホール（新潟県経営者協会）新潟市中央区川岸町1-47-3	
講師	新潟労働局 雇用環境・均等室 室長補佐 関口 久志 様	
定員	60名 (定員に達し次第締め切らせていただきます。)	
受講料	会員	無料 (3名以上は1名につき 2,200円(消費税込)を当日現金で申し受けます。)
	会員外	1名 2,200円(消費税込) (当日現金で申し受けます。)

申込方法	下記申込書にて FAX(025-267-2310) または ホームページ( <a href="https://www.niigata-keikyo.jp">https://www.niigata-keikyo.jp</a> ) よりお申し込みください。 ※受講票は発行いたしません。定員に達し、受講できない場合はご連絡いたします。
申込締切日	令和7年1月23日(木)
備考	<u>駐車場がございませんので、近隣の有料駐車場(陸上競技場、新潟市役所等)をご利用ください。</u>
お問合せ	(一社)新潟県経営者協会 事務局 TEL(025)267-2311

(一社)新潟県経営者協会 行 FAX (025)267-2310

下越支部人事労務セミナー申込書 (1/30)

会社名		
所在地	(〒 )	
ご担当者	お名前	所属・役職
連絡先	TEL:	FAX:

	参加者氏名(フリガナ)	所属・役職
1	( )	
2	( )	
3	( )	
4	( )	
5	( )	

ご記入いただいた個人情報は、本セミナーに関するお申込者様への連絡、受付やセミナーの運営のために利用いたします。また、今後各種セミナーや当協会の事業等に関する情報をお届けするために、利用することがございます。なお、ご本人から同意を頂いた場合、または法令に基づく場合を除き、お預かりした個人情報を第三者に提供することはありません。